

建設工事における

土の取扱い



土の取扱いキャラクター
セジメント



土の取扱いキャラクター
アンロード

2021年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生し多大な被害が生じました。
同じような災害の発生を防止するために法律が改正され、規制が強化されたところです。
建設工事では様々な場面で土を取り扱います。
工事を進めるに際して、どのような法令に注意しなければならないか。
日建連では、そうした場面が一目で分かるようなイラストを用い、よくある質問をまとめて、本リーフレットを作成しました。
土の取扱いが適切に行われるよう、参考資料として活用いただければ幸いです。

大気汚染防止法

土石を堆積する場合、届出が必要なの？
 $a \times b = \blacksquare \text{m}^2$ 以上？

届出だけでなく、作業する時も必要な措置があるらしいよ。

土石の堆積

粉じんがひどくて、咳き込んでます！洗濯物が干せないよ。

廃棄物処理法

施工中に埋設廃棄物が見つかった場合、どうすればいい？

掘削中に廃棄物が出てきた

汚染土壌がある場所で発生した建設汚泥は、どう扱えばいいのかな？

資源有効利用促進法

土砂の搬入 / 搬出量によっては計画書の作成と発注者への説明、現場掲示が必要って本当？ $V = \bigcirc \bigcirc \text{m}^3$ 以上？

土砂の搬出先の許可等も確認しないといけないみたい。

盛土規制法

規制区域では許可等が無ければ土地の形質変更ができないって本当？ $H = \square \square \text{m}$ ？

切盛りの高さや面積に応じて規制が掛かり、土捨て行為や一時堆積も対象になるらしい。

土壌汚染対策法

土地を形質変更する場合、届出が必要って本当？
 $a \times b = \blacksquare \text{m}^2$ 以上？

工場跡地での工事や汚染土壌がある場合、どうすればいいのかな？

工場跡地にホテルができるらしいよ

— 確かなものを地球と未来に —
一般社団法人 日本建設業連合会
JFCA JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS
環境委員会
建設副産物部会



建設工事における「土」の取扱い



法規制	主な対応内容（抜粋）	対応者	届出／提出／報告／確認先	対応時期／期 日
A盛土規制法	1: 工事場所所在地の規制区域※1指定有無の確認	発注者	——	発注時
	2: 規制区域内で、一定規模※2の土地の形質変更／土石の堆積を行う場合は、都道府県知事等の許可または届出	発注者	知事等	着手前
	3: 技術的基準に基づく土地の形質変更／土石の堆積などの施工	元請	——	施工中
B資源有効利用促進法	1: 500m ³ 以上の土砂の搬入／搬出の有無の確認	元請	——	計画／積算時
	2: 上記「有」の場合、「再生資源利用（促進）計画書」の作成	元請	——	着手前
	3: 土砂の搬出先の許可／搬出元現場における土対法の届出を確認	元請	——	着手前
	4: 発注者へ2：計画書と3：確認結果の提出、内容を説明	元請	発注者	着手前
	5: 計画および許可等の確認結果を公衆の見やすい場所に掲示	元請	——	着手前
	6: 土砂の運搬者へ計画内容、許可等の確認結果を通知	元請	運搬者	土砂搬出前
	7: 土砂搬出時、元請は一次搬出先へ受領書を要求	元請	——	土砂搬出時
	8: 国交省未登録ストックヤード利用の場合、最終搬出先まで確認※3	元請	——	土砂搬出時
	9: 土砂搬入時は受領書を交付	元請	搬入元	土砂搬入時
	10: 発注者へ搬入／搬出の実施状況を報告	元請	発注者	施工中適宜
C土壌汚染対策法	1: 形質変更する部分の土地面積が3,000m ² 以上の場合、届出	発注者	知事等	着手30日前
	2: 有害物質使用特定施設等※4の場合は、形質変更の面積900m ² 以上で届出	発注者	知事等	着手30日前
	3: 土地履歴の確認結果に基づく土壌汚染状況調査※5	発注者	知事等	計画／積算時
	4: 形質変更時要届出区域※6内では、土地の形質変更の届出	発注者	知事等	着手14日前
	5: 形質変更時要届出区域※6内の場合は搬出の届出	発注者／元請	知事等	着手14日前
	6: 汚染土壌の管理票の交付	発注者／元請	——	搬出時
D廃棄物処理法	1: 廃棄物混じり土砂は分別し、できないものは産業廃棄物として扱う	元請	——	施工中
	2: 建設汚泥の自ら処理／自ら利用に関する許可条件、届出要否の確認	元請	知事等	計画／積算時
	3: 建設汚泥を仮置きする時は産廃の保管基準に従い、場外の場合は面積300m ² 以上で届出	元請	知事等	施工中／保管の前
E大気汚染防止法	1: 1,000m ² 以上の土石を堆積する場合は一般粉じん発生施設設置の届出	元請	知事等	設置の前
	2: 上記届出の対象施設の場合、構造等に関する基準に適合した施工	元請	——	施工中

- ※1 宅地造成等工事規制区域：市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア（これらに隣接近接する区域も含む）
特定盛土等規制区域：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
- ※2 上記2つの規制区域において「形質変更（切土・盛土）」「土石の堆積（一時堆積）」についてそれぞれ、高さ及び面積を規定
- ※3 令和6（2024）年6月1日以降に契約工事が対象
- ※4 現に有害物質使用特定施設を有する工場若しくは事業場敷地又は使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場敷地（法第3条第1項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は、法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地を除く）の場合
- ※5 調査義務（有害物質使用特定施設の廃止時）、調査命令（知事が判断）、自主調査などがある
- ※6 形質変更時要届出区域：土壌汚染の摂取経路がなく汚染の除去等の措置が不要な区域

「建設工事における土の取扱い」は日連連ホームページよりダウンロードできます。
<https://www-dev.nikkenren.com/kankyau/recycle/3-5.html>



Q&A

よくある質問



盛土規制法

左表A1の盛土規制法の規制区域の指定状況はどのように確認するのですか？

Question

都道府県（政令市、中核市）のホームページで確認できます。
規制区域には、「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」の2種類があります。



Answer



盛土規制法

左表A2の盛土規制法の許可申請は誰が行うのですか？

Question

工事主（盛土等に関する工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで自らその工事をするもの）が都道府県知事等に許可申請を行います。



Answer



資源有効利用促進法

左表B5の土砂等の搬入・搬出計画の公衆の見やすい場所への掲示は、工事の途中で当該作業が完了した場合、竣工前でも掲示を外しても問題ありませんか？

Question

竣工まで掲示する必要があります。



Answer



資源有効利用促進法

現場からストックヤードに残土を搬出しますが、左表B3の土砂の搬出先の許可の確認は何をしたらよいでしょうか？

Question

左表A1を確認し、有の場合はA2を確認します。
加えて、当該ストックヤードが国交省のストックヤード運営事業者登録を受けているかを確認し、未登録の場合はB8のとおり最終搬出先までの確認も必要になります。



Answer



廃棄物処理法 土壌汚染対策法

杭工事等で発生した土壌環境基準を超過した建設汚泥は、産業廃棄物として扱うべきでしょうか？汚染土壌として扱うべきでしょうか？

Question

杭工事で発生する泥状の土が建設汚泥に該当する場合は、産業廃棄物として廃棄物処理法に則り適正に処理する必要があります。中間処理施設での受入基準を確認し、処理委託します。
ただし、土壌汚染対策法の要措置区域等内から発生する場合は管轄行政に確認してください。



Answer



廃棄物処理法

建設汚泥ではない土砂をセメント系／石灰系固化材等で改良し場内利用した後に、最終的に場外搬出する場合は、産業廃棄物として処理する必要がありますか？

Question

自治体により取扱いが異なるため、管轄行政に相談してください。
なお、残土処分が可能な場合でも、六価クロム溶出試験を実施し、溶出量が土壌環境基準以下であることを確認してください。



Answer



その他

自治体をまたがって工事を行う場合に何か注意点はありますか？

Question

条例により上乗せ基準が設定されていることがあるため管轄行政に必ず確認が必要です。
複数の自治体にまたがる場合は、それぞれの条例に対応する必要があります。



Answer



工事を行っている場所の自治体に確認することが大事だよ



建設工事における土の取扱い



一般社団法人 日本建設業連合会

JFCC JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

2025/03